

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	加 藤 武 男	
出席	副 会 長	三 輪 義 治	
出席	副 会 長	山 田 岩 夫	
出席	委 員	前 野 晃	
出席	委 員	川 口 高 志	
出席	委 員	水 谷 敏 信	
出席	委 員	渥 美 誠	
出席	委 員	水 谷 怜	
出席	委 員	戸 谷 静 治	
出席	委 員	毎 田 勝 敏	
出席	委 員	杉 村 義 仁	
出席	委 員	佐 藤 信 之	
出席	委 員	水 谷 隆	
出席	委 員	川 村 勝 美	
出席	委 員	近 藤 豊	
出席	委 員	中 野 俊 郎	
出席	委 員	飯 田 喜美子	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	伊 藤 定 廣	
出席	委 員	青 木 茂	
出席	委 員	吉 川 広	
出席	委 員	高 木 俊 彦	
出席	委 員	堀 田 秀 志	
出席	委 員	服 部 一 美	
出席	委 員	福 田 和 雄	
出席	委 員	石 原 温	
出席	委 員	山 岡 幹 雄	
出席	委 員	堀 田 喜代春	
出席	委 員	橋 本 三 博	
出席	委 員	大 野 泰 弘	
出席	委 員	加 藤 和 子	
出席	委 員	鈴 木 義 英	
出席	委 員	芳 川 照 明	
出席	委 員	飯 田 英 雄	
欠席	委 員	濱 田 恒 雄	
出席	委 員	松 永 富士男	
出席	委 員	山 田 宗 一	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	渡 辺 弘 康
主 任（事務担当）	石 垣 至 朗

発言者	内 容
事務局長	1．開催日時 平成24年4月20日(金)
	午前9時00分から午前9時37分
	2．開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室
	3．出席委員(36人)別紙のとおり
	4．欠席委員(1人)別紙のとおり
	5．議事日程
	日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請
	日程第 3 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請
	日程第 4 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請
	日程第 5 議案第 4号 買受適格証明願
	日程第 6 議案第 5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願
	日程第 7 決定第 1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
	よる当委員会の決定について
日程第 8 専 決 報 告 農地法第3条の3第1項の規定による届出	
日程第 9 専 決 報 告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願	
日程第10 専 決 報 告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	
日程第11 報 告 農地法第4条第1項第7号関係取消願	
日程第12 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知	
日程第13 報 告 農地改良届出書	
日程第14 そ の 他	
6．農業委員会事務局職員 (3人)別紙のとおり	
7．本委員会の書記は、課長補佐 渡辺弘康 である。	
8．会議の概要	
開会(午前9時00分)	
定刻となりましたので、平成24年4月農業委員会定例会を始めさせていただきます。開会に先立ちまして皆様方に推薦委員の変更を報告させていただきます。	
議席番号18番の 板谷 政弘 委員が、去る平成24年3月27日開催の土地改良区総代会にて理事長職を辞する事となり、農業委員会に関する法律第15	

条第5項にて農業委員につきましては失職する事となりました。  
後任に4日付けで土地改良区より、新理事長の伊藤 定廣 さんの推薦があり、同日から平成26年7月19日までの任期とする辞令が市長より交付され、本日の委員会より御出席をいただいております。

皆様方には、新しい委員名簿を配布させて頂きました。  
ここで宜しければ、伊藤委員さんから一言お願いします。

18番委員

《伊藤委員 あいさつ》

事務局長

有り難うございました。  
それでは、平成24年4月農業委員会定例会を始めさせていただきます。  
議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。

会長さん宜しくお願いします。

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は37名中36名で、定足数に達しておりますので、只今より4月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。  
ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号20番 吉川 広 委員

議席番号21番 高木 俊彦 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第	1号	農地法第3条の規定による許可申請	3件
議案第	2号	農地法第4条の規定による許可申請	1件
議案第	3号	農地法第5条の規定による許可申請	3件
議案第	4号	買受適格証明願	1件
議案第	5号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願	1件

	<p>決定第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定          による当委員会の決定について・・・・・・・・・・ 22 件</p> <p>専決報告 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出・・・・ 5 件</p> <p>専決報告 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による確認願・・・・ 1 件</p> <p>専決報告 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出・・・・ 4 件</p> <p>報 告 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の 関係取消願・・・・ 1 件</p> <p>報 告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知・・・・ 1 件</p> <p>報 告 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 件</p> <p>それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 について審議を          お願いします、          では、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》( 1 番から 3 番、譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・          地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読 )          2 番の受人の住所は名古屋市 区であり通作距離を実測させていただいたと          ころ 15.6km30 分であり、県の目安の範囲内であります。          以上 3 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しない為許可要件を          全て満たしていると思われます。 以上です。</p>
会長	<p>只今、議案第 1 号について、事務局より説明させていただきました、何かご質          問・ご意見ございますか。</p> <p>( 発言なし )          宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 3 件について賛          成の方は挙手をお願いします。</p> <p>( 全員挙手 )          有り難うございました。全員賛成ですので許可することに決定します。</p> <p>続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請 1 件について          事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》( 1 番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・          申請理由を朗読 ) 駐車場・資材置場・レンコン残土置場として利用する。          以上、1 件につきましては農地法第 4 条第 2 項各号に該当しない為、許可要件          を全て満たしていると思われます。 以上です。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第 2 号について説明させていただきました、何かご質問・</p>

	<p>ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請 3件について事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》 (1番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在、家族6人で12坪ほどの家に住んでおり建替えを検討したが現在の敷地では狭いため売却し、申請地を買い受け専用住宅を建築する計画でございます。 (2番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 農業用車両駐車場と農作業場、農家住宅敷地として利用する計画でございます。 (3番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在は 町のアパートに居住しておりますが、子供が生まれる予定で、実家に近い父の所有地へ分家住宅を建築する計画でございます。 以上、3件につきましては農地法第5条第2項各号に該当しない為許可要件を全て満たしていると思われます。 以上でございます。</p>
<p>事務局</p> <p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第3号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請 3件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>続きまして、議案第4号 買受適格証明願 1件について事務局から説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》(1番の出願者住所・氏名、土地の所在・地目・面積、備考の内容を朗読)買受適格証明願の交付を受ける為の証明願は、当該許可又は届出の手続きに準じて行う事とされており、今回の出願者につきましては現在、買受予定地に隣接する住宅に2世帯7人で住んでおり、保有する車は4台であり、落札後は車2台分の駐車スペースとして利用する計画でございます。計画内容は農地法第5条第2項各号に該当しない為証明する事が出来ると思われます。</p> <p>尚、事務の効率化を図るため、出願者が落札して農地法第5条の規定による申請をされた時、この証明内容と相違ないときは速やかに県へ進達してよろしいかも含め、ご協議をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第4号 買受適格証明願の説明させていただきました、何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第4号 買受適格証明願 1件について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。 また、落札され農地法第5条の申請が提出された時は、速やかに県へ進達させていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件について事務局から説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》(1番の適格証明者(相続人)住所・氏名、証明願いの内容・申請地・面積を朗読)以上、1件につきましては、事務局にて現地を確認し、納税猶予を受ける為の要件に該当する為、証明できると思われます。 以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第5号の説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p>



それでは議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1件について賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で証明する事に決定させていただきます。

続きまして、決定第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

決定第1号につきましては、集計概要を報告し説明とさせていただきます。議案番号1番から22番、全体筆数は132筆、面積は123,883㎡でございます。その内、円滑化団体のあいち海部農協さんが受人となって利用権設定された筆数は65筆、面積は61,496㎡でございます。あいち海部農協さん以外の受人はさん始め4名で67筆、面積は62,387㎡でございます。その他の内容では、作物は全て水稲、新規設定130件、再設定2件、契約期間は6年10年、権利内容は全て賃借権でございます。以上決定1号の集計概要を報告し、説明とさせていただきます。

尚、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。

会長

只今、事務局より決定第1号について簡略した内容ではございますが、説明をさせていただきます、何かご質問ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、決定第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。

全員賛成ですので市へ答申する事に決定させていただきます。

続きまして、専決報告10件・報告5件について事務局より一括で説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から5番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、幹旋希望の有無、

	<p>を朗読)以上5件の届出がございました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願 1番の願出者の住所氏名・土地の所在、地目、面積・土地の利用状況・処理日を朗読)この確認願いは4条ただし書きにて施行規則第32条にて「農地転用の制限の例外」として定められており、2アール未満の農業用施設に供する場となっています。事務局にて現地を確認し、確認条件に該当しておりましたので3月19日付けにて処理をさせていただきました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読)以上4件の届出がございました。</p> <p>(報告 農地法第4条第1項第7号 関係取消願 1番の届出人住所氏名・申請地の地目、面積、内容、取消理由を朗読説明)3月案件にて報告しました農地法第4条第1項第7号の規定による届出1件の一部取消であります。事由は資金繰りの関係で共同住宅建築を中止するとの事です。先程の専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出1番で報告させていただきました届出が取消後の計画変更された内容となっております。</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読説明)以上1件の解約の通知がございました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番から3番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読説明)以上3件の届出がございました。</p>
会長	<p>只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
33番委員	<p>農地法第4条第1項第7号 関係取消願1番について、取消されると何十年と農地転用の再申請が難しいのでは。宅地の一部に変更があり農地のままとされるということでしょうか。</p>
事務局	<p>市街化の農地ですので届出となります。3月案件で届出されておりましたが共同住宅を中止し分譲住宅とする事業計画の一部変更となりました。取消後の再届出は今月の農地法第5条第1項第6号の規定による届出1番で届出受理されております。</p>
会長	<p>その他よろしいでしょうか</p>

31番委員	農地法第4条第1項第8号の規定による確認願1番について、確認願だが農業用倉庫はまだ建っていないのでしょうか。これから建てるのか。
事務局	こちらの規定は許可要件の適用除外により建っている土地について証明を行います。
31番委員	いつごろ建てられた物ですか。
事務局	平成20年には建てられていました。
会長	<p>その他よろしいでしょうか</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか、 それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>これをもちまして、4月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時29分)</p> <p>続きまして、その他に入らせていただきます。</p> <p>先月の農地パトロール報告をお願いします。(佐織地区)</p>
16番委員	<p>(山田岩夫 副会長より報告)</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p>その他、事務局より報告事項があればお願いします。</p>
事務局長	<p>今月の農地パトロール佐屋地区を予定しておりますので、佐屋地区委員の方は、本庁舎 2階 第1会議室に4月25日(水)午後1時30分集合をお願いします。</p>

次回、定例農業委員会は5月21日(月)午前9時より立田庁舎 第一会議室にて開催いたします。

ご協力いただいた「利用状況調査」でございますが、事務局にて現地を確認させていただき、皆様方に一覧表を配布させていただきました。一覧表及び今後の事務内容につきましては、渡辺より報告させていただきます。

- ・ 一覧表について
- ・ 今後の事務内容(保全通知)について説明
- ・ 緑の募金(羽根を配布。出口設置の募金箱へ募金依頼)

事務局からは以上でございます。

会長

これをもちまして4月定例農業委員会を閉会いたします。

閉 会(午前9時37分)

平成24年4月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者  
議席番号20番委員 吉 川 広

議事録署名者  
議席番号21番委員 高 木 俊 彦